

第19回西和賀町議会予算審査特別委員会

令和8年3月10日（火）

午前 9時30分 開 会

委員長 出席委員数は全員であります。会議は成立しております。

ただいまから令和8年度西和賀町各会計予算についての予算審査特別委員会3日目を開会します。

次に、内記町長より提出されております説明員は、着席のとおりでありますので、氏名の呼称は省略いたします。

審査は、各課ごとに行い、各課ごとの一般会計の質疑に関し歳入については一括で、歳出についてはページごとに進めます。一方、特別会計などの一部の会計については、歳入歳出とも一括して質疑を受け付けますので、よろしく願いいたします。

本特別委員会では、質問の回数制限を設けませんが、回数や金額といった数字のみを問うようなもの、また予算書に計上されていない事業等の質問はご遠慮願います。一般質問にならないように、十分質疑を尽くしていただきたいと思っております。

また、質問者、答弁者とも、質問、答弁する資料とページを明確にしてから発言するようお願いいたします。あわせて、質問者、答弁者は、簡潔明瞭をお願いいたします。

課長及び課長代理ともに、答弁の際は挙手し、当職の許可を得てから答弁するようにしてください。

最終日の総括質疑は、複数の課や会計にわたる予算に関する質疑及び全体を通しての総括的な質疑となりますので、各課ごとの際に質問し忘れた、再度確認したいなどの質問は認めませんので、申し添えておきます。改め

て、委員各位と執行機関の皆様の議事進行に対する協力をお願いいたします。

それでは、審査に入ります。

初めに、農林課の審査を行います。農林課が所管するのは、2款総務費、6款農林水産業費、11款災害復旧費であります。農林課長から予算の概要説明を求めます。

農林課長。

農林課長 おはようございます。では、着座にてご説明をさせていただいていただきます。

それでは、配付しております令和8年度一般会計予算、歳入歳出明細書の農林課抜粋版で説明をさせていただきます。

歳出からご説明をいたします。6ページを御覧ください。水田営農活性化対策推進事業の1,518万円です。中段となります。岩手県産品である銀河のしずくは、令和2年度から西和賀町においても栽培することができるようになっております。農業者の品種に対する理解が進んだことに伴って、令和7年度は約310ヘクタールの作付となり、令和8年度は約400ヘクタールの作付が見込まれ、順調に作付面積が拡大しております。町としても、銀河のしずくの品質向上や作付面積の拡大を図る観点から、令和8年度も引き続き銀河のしずく産地化推進事業費補助金40万円を計上し、土壌改良資材の購入費の一部を助成することとしたものでございます。また、花卉については、年間を通じて高温傾向で推移し、特にお盆需要期の高温と水不足により、前進出荷と品質への影響がありました。彼岸需要期とそれ以降にある程度盛り返したことで、鮮度保持シートの活用により予冷庫での

出荷調整ができ、価格アップにつながっている実績を基に、鮮度保持シート購入費の一部を助成することとしたものでございます。

続いて、花卉生産体制整備事業費補助金です。収穫後のリンドウの選別、結束工程をこれまでの手作業から機械作業へと切り替え、労働力負担の低減や作業体系の効率化について実施を行うとともに、スマートリンドウの生産拡大に寄与することを目的とし、スマートリンドウ栽培農家において組織される西和賀町スマートリンドウ栽培体制研究会、仮称ですけれども、こちらに対して機械導入費相当の補助1,089万円を計上したものでございます。

続いて、株式会社山の幸運営事業です。下段となります。堆肥処理に係る経費として、畜産等廃棄物処理事業費補助金1,800万円を計上したものでございます。

続いて、7ページを御覧ください。西和賀農業振興センター活動推進事業1,126万6,000円です。中段となります。西和賀町の特産であるリンドウの独自品種開発基盤の安定化と、組織培養の機動化を図ることによる栽培振興を目的とした活動について、必要な経費を措置したものでございます。

続いて、8ページを御覧ください。地域おこし協力隊招聘事業2,186万7,000円です。中段となります。農業分野の地域おこし協力隊活動に係る必要な経費を措置したものでございます。

続きまして、9ページを御覧ください。長原牧場管理運営費です。委託料285万5,000円は、草地管理費用となっております。

続いて、堆肥センター管理費です。765万5,000円は、湯田、沢内堆肥センターに係る施設維持管理費となります。

続いて、飛んで10ページを御覧ください。畜産振興事業です。中段となります。畜産関連事業の実施に伴う事務費及び補助金等を計

上したものでございます。

続いて、11ページを御覧ください。農地事務費でございます。中段です。農地改良調査費補助金55万2,000円及び農地等改良費補助金1,344万8,000円については、西和賀町土地改良区が実施する水田活用を目的とした水路及び水田補修事業を実施した農業者に対する補助金給付事業に対しての事務費及び補助金を計上したものでございます。

続いて、農業用水路等長寿命化・防災減災事業4,016万9,000円は、間木野地区隧道崩落復旧工事費4,000万円及び槻沢揚水機場地区農業水路等長寿命化・防災減災事業費負担金16万9,000円となります。

県営経営体育成基盤整備事業5,199万2,000円は、令和8年度実施予定の川舟地区の基盤整備8.7ヘクタールに係る工事費について計上したものでございます。

続いて、12ページを御覧ください。中山間地域等直接支払事業1,546万円でございます。中段となります。中山間地域の農地における農業生産活動を継続するための活動をする集落協定に対して交付金を交付する事務及び事業でございます。

続いて、多面的機能支払事業1億1,111万8,000円です。農業、農村の有する多面的機能の維持、発揮を図るための地域の共同活動をする活動組織に対して、交付金を交付する事務及び事業でございます。

続いて、13ページを御覧ください。環境保全型農業直接支払事業です。中段です。環境保全型農業直接支払事業の実施に伴う事務費及び補助金等を計上したものでございます。

続いて、飛んで15ページを御覧ください。林業費の有害鳥獣対策事業1,459万2,000円です。中段です。近年有害鳥獣の目撃件数が増加するとともに、農作物等に対する被害も顕著になっております。令和7年度は、今までにないほどの目撃情報及び農業被害が発生し、

今後についてもさらに被害が増加すると考えられます。その対策のため、西和賀町猟友会にご協力いただいて組織している西和賀町鳥獣被害対策実施隊に対し、有害鳥獣の捕獲や駆除を目的として有害鳥獣駆除業務委託料243万1,000円を措置しております。また、鳥獣被害の防止を進める観点から、狩猟免許取得補助金90万円、鳥獣被害防除機材設置補助金800万円、放任果樹伐採事業費補助金150万円、ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金50万円を措置しております。

続いて、16ページを御覧ください。林道維持管理費です。需用費に町有林道の小規模災害の修繕料491万3,000円を措置しております。

続いて、森林エネルギー利用促進事業29万5,000円です。中段となります。平成22年度に策定した薪利用最適化システム構築計画を継承し、引き続き森林バイオマスエネルギーの利用促進に取り組んでまいります。事業の主な内訳は、まきストーブの新規設置者に対するまきの進呈、農業まつり内で開催するまきストーブ展示会での購入補助、森林組合で行っているチップ材買取り、具体的には町内の山から丸太を出してきて森林組合に持ち込むと買っただけの制度のかさ上げ補助の経費となります。

続いて、地域おこし協力隊招聘事業1,625万8,000円です。中段となります。林業分野の地域おこし協力隊活動にかかる必要な経費を措置したものでございます。

続いて、17ページを御覧ください。民有林整備促進事業2,521万7,000円です。上段となります。木質バイオマス供給体制整備事業費補助金2,000万円、中段となります。西和賀町内の民有林の木材を木質バイオマスエネルギー用として算出し活用することを目的とし、これに必要なトラックスケール及び附属の設備を導入する経費として、西和賀町森林組合に補助するものであります。

続いて、民有林環境保全整備事業費補助金350万円です。民有林整備を進めるため、森林所有者が森林整備のために行う作業道の作設等や、国や県の補助事業要件に満たない間伐等に対し、補助金350万円を交付して支援します。

続いて、森のサイクル普及啓発プロジェクト事業316万3,000円です。植える、育てる、使う、また植えるという森のサイクルの重要性を普及啓発し、すぐそばにある豊富な森林が町の重要な地域資源であることに気づき、その資源をどう活用し、どう未来に残していくか学習する機会を提供します。子供の頃から森林、林業に触れ、考えることで、将来の職業の選択肢に林業が入るようにしたいと考えています。また、令和元年度から町立の小中4校で実施した森林環境教育について、令和6年度からは新たに西和賀高校でも実施をしており、内容のさらなる充実を図っていきたいと考えております。加えて、令和5年度からの取組である木育の推進にも注力していきたいと考えております。事業の主な内訳としては、報償費に森林環境教育の講師謝礼40万8,000円、委託料に植樹祭会場維持管理業務委託料67万6,000円、令和7年度に引き続き開催する木育イベント開催業務委託料100万円、ツリークライミング体験業務委託料13万5,000円、会場設営委託料46万2,000円等となっております。

18ページを御覧ください。民有林管理費330万円です。上段となります。町有林の下刈り、造林、次年度の作業箇所測量等を実施する経費となります。下刈りが大野地区、そして町有林の測量、間伐についても大野地区の町有林で実施する予定でございます。

続いて、民有林管理事業229万2,000円です。近年急速に拡大しているナラ枯れ被害に対応する経費のほか、町有林及び町有林道の適切な状況把握のために実施するパトロールの経

費、森林所有者等が行う里山林の環境保全活動に対する補助経費となります。

続いて、農林水産施設災害復旧費56万6,000円です。修繕料30万円は、軽微な災害復旧について迅速に対応できるよう、必要経費を見込むものでございます。

なお、2ページから3ページにかけては、歳入項目となっておりますが、各種事業に伴う国県補助金、町債の借入れ等となっております。

以上、主な事業について説明をさせていただきました。ご審議のほどよろしく願いをいたします。

委員長 農林課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

刈田敏委員。

11番 おはようございます。財産収入の詳細についてお伺いします。2ページ目の歳入の一番下です。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

これについては、草地の貸付料ということで、貝沢地区と、あと湯田のほうの桧之沢とか、そちらの草地の貸付料の歳入となります。以上です。

委員長 刈田敏委員。

11番 立ち木売払い……

委員長 農林課長。

農林課長 失礼いたしました。ちょっと1行間違っておりました。これについては、町有林の事業を行って出た間伐材の売上げの収入となっております。

以上です。

委員長 刈田敏委員。

11番 数値的には、微妙に細かいですが、詳細もう少しお伺いしたいと思います。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

伐採箇所になりますけれども、沢内のほうの地区の西和賀町森林組合付近の町有地の伐採をした、熊対策もあって伐採をしたのですが、その売払い分と、あとそれから湯田地区のほうの廻戸の公園の木を伐採した売上げ収入となっております。

以上です。

委員長 刈田敏委員。

11番 数値的な、どれぐらいで何を売ってどうのこうのということ、算出の中身、それについてお伺いしたいのですが。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

木については、杉であったり広葉樹だったりするので、数値の明細までは今日ちょっと持ってきておりませんので、後で、後日詳細についてお話をさせていただければと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めます。

4ページ、5ページ。

真嶋実委員。

2番 農政推進協議会の報酬についてですが、一般質問のほうでもさせていただきましたが、一般質問の段階ではまだ予算審査が進んでいない段階でということで、具体的なスケジュールや回数など、ちょっとはつきりしないところがあったのですが、今回予定している協議会の開催について、いつ頃、また何回やっていくのかという計画をお知らせください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

農政推進協議会の開催計画になりますけれども、開催回数は2回を予定しております。

予定では、秋頃に1回、そして年度末近くに1回できればと思っております、1回目については、まず次年度予算の諮問というか、ご意見をいただくと、それから令和8年度の場合は農業・農村振興プランの策定をすることでお答えしておりましたので、そちらについても諮問をさせていただくと。

そして、2回目を最終的に年度末に決算、それから予算についてももう一度ご確認をいただき、最終的な農業・農村振興プランについても提示をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 国の政策について、大体6月ぐらいに一つの目安が出るのではないかなという話もありましたけれども、そのスケジュールから考えると、もう少し1回目早くならないのかなということと、併せてスタート、ゴールの2回ではなくて中間の検討というのが必要ではないかなと思いますけれども、考えをお聞かせください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

いずれ国から出る新たな方針というのが6月頃というような話にはなっていますけれども、これが本当に6月に出そろうかもちょっと分からない状況もありますので、状況を見ながら開催をしたいと思っておりますし、必要に応じて開催回数についても検討しながら進めてまいりたいと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、7ページ。

唐仁原俊博委員。

6番 6ページの水田営農活性化対策推進事業で2点お聞きしたいです。

リンドウの話と野菜産地づくり推進事業で

すけれども、まずリンドウのほうから、先ほど説明でリンドウの出荷時の結束用の機械をということでよかったですか。スマートリンドウにも対応するようということですが、葉っぱは取った状態のやつを入れて結束するような、そういう機械ですか。

委員長 高橋農林課長代理。

農林課長代理 導入する機械につきましてのご質問ということですが、今回購入する機械として予定をされているものについては、長さをそろえながら下葉をそぎ落として、あとは本数を取りまとめてバインドするまでの機械ということで想定をしているものでございます。

以上でございます。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。私もリンドウ農家から聞いたのですけれども、結局下のほうの葉っぱが花屋さんとかでも要らないので、それを取って出荷したほうが単価も上げられるというのを聞いています。今後町でさらに進めていくのかなとも思うのですけれども、これから先、さらに導入したいというような打診があれば、また都度、都度検討していくのか、どうでしょうか。

委員長 高橋農林課長代理。

農林課長代理 今回の機械導入につきましては、町としても実証的な意味合いを持って導入していただくというふうに考えておまして、今後その機械が非常に有効的だということになれば、国の補助、県の補助等を活用して導入を検討していくということになるかとも思っております。今回導入する経緯に至っているものにつきましては、前から花卉生産組合さんのほうでも検討されているのですけれども、共同の選果場、共同の出荷体制をつくれないかというようなことがずっとこれまで検討されてきた経緯がございまして、スマートリンドウの取組が今活発化している

状況で、機械化の導入と共同の選果の取組というものを検討を進めていければなというふうに考えているものでございます。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。

続いて、野菜産地づくり推進事業費補助金です。附属資料だと52ページですけれども、こちらでピーマンをやっぺいこうという話になったようで、ここに至るまでにどういう議論があったのか、あとピーマンをやっぺいこうというのも、今後確認をしながら産地化していけたらいいなというところなのか伺います。

委員長 高橋農林課長代理。

農林課長代理 町で生産される野菜の品目が非常に少ない中で、西和賀の気候や土壌の条件に合った作目というものを、農協さんであるとか野菜部会さんのほうと話をする機会を設けておりました。そういった中で、なるべく栽培に負担がかからない、労力がかからない野菜というものであるとか、西和賀に合った作目であるとかという部分で、農協さんとかと相談をしている中では、ピーマンがいいのではないかというような話になりました。

また、ピーマンを選定した背景には、花巻農協さんのほうでピーマンを非常に推しているということがございます。花巻の石鳥谷のほうにピーマンの共同選別施設がございまして、生産者さんが特にピーマンの大きさとかを選別することなく、そのまま持ち込むことで出荷できるというようなメリットがあるということで、比較的農業に精通していないとか、新規就農者の方でも取り組みやすいのかなというふうに伺ってございます。ということで、ピーマンのほうを進めていきたい。決してピーマンだけ進めるわけではなくて、農家さんが取り組みたい作目については、普及センター等の指導等もいただきながら、進めていければと思っております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 銀河のしずくの産地化推進事業という

ことで上がっておりますけれども、新しい品種に西和賀町で取り組む場合、どうしても冷害常襲地であったりという印象で遅くなりがちではあります。このところの気象環境からすると、銀河のしずくについてはもう十分に西和賀が適地になってきていると思います。そういう中で、産地として推進していくには、ちょっと事業として弱いのではないかなと思いますけれども、これ以外の施策は検討されているのかどうかということ。

それから、あと銀河のしずくという品種、特定になっておりますが、岩手県のオリジナル品種、銀河のしずくの後、ちょっと今名前、うろ覚え、白銀のひかりでしたか、もうちょっと県北向けとか、高冷地向けの品種も出てきておりますけれども、それについてはまだ推進とまではいかないかもしれませんけれども、検証についての予算はつけていないのかどうか、確認させてください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

銀河のしずくについては、かなり西和賀でも、もう浸透してきました。ただ、どうしても北のほうの地区ではできないとか、やられないというようなことになっておりますけれども、ある程度、浸透も大体乗るところまで乗ったような状況にもう今なっております。これ以上は、ぐっと増えるということは、もうちょっと考えられないとか、水田の面積から考えても、なっておりますので、取りあえず、まず今までどおり計算の関係で補助を進めてまいりますけれども、進めていくからにはやっぱりJAさんとか普及サブセンターさんともまず相談しながら、もっといい取組があれば、そういったものは取り入れてまいりたいなと思っております。

あと、多分白銀のひかりの話ではないかなと思うのですが、西和賀町の川舟のほうで今試験圃場で取組をされております。これについても、銀河のしずくと同様に推進していく予定でおりますので、こちらについても状況見ながら、今後何か事業を取り入れることができれば、例えば使う肥料等々を教えてくださいながら、普及サブセンターとかJAさんと検討しながら進めてまいればと思っております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 銀河のしずくについては、標高等の絡みからすると、面積についてはある程度、今規定されているところではいっぱいのところまで来ているのかなということのようですが、一方で販売戦略について言うと、業務用中心の形で取引が、西和賀地域が指定されているようですが、ここのところの米の需給の中で、業務用というのが本当に高位安定と言えるのかどうなのかも含めて、町のほうでもリサーチが必要ではないかなと思いますけれども、いかがでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

いずれ銀河のしずくについては、県でも一番にまず推奨しているものになっておりまして、取扱いについては慎重に、市町村ごとに割り当てられたものがあるやに聞いておりますので、そういったところにはやっぱりどうしても従ってはいかないと、なかなか県産の顔にはなれないと思いますので、そういったものにはまず従いながら、いろいろなことを町のほうでも教えていただきながら、今後進めていければと思っております。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 県のほうと協力、当然のことですが、一方で言うと、かつてあきたこまちの導入に

ついては、かなり県なり等々から反対される中で取り組んできたというような経緯もあります。そういうことを踏まえると、先ほど最初に言ったとおり、西和賀という産地自体の位置づけが気象変動の中でかなり変わってきていると思っておりますので、積極的に今ある既定路線を超えたりサーチは必要ではないかなと思いますが、いかがでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えします。

委員おっしゃるとおり、確かに気候変動のこととかを考えると、昔とは大分違ってきているのは確かだと思っております。ですので、そういったところを見落とさないように、県のほうとも協力していければと思っております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。8ページ、9ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ、11ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 県営経営体育成基盤整備事業、川舟地区ということで、単年では終わらない、少し長い期間の基盤整備事業かと思っております。これについての進展については、当初の計画と比べてどうなのか。町の予算単独ではできないということで、大変厳しいとは思いますが、情勢についてお聞かせください。

委員長 小松農林課長代理。

農林課長代理 では、お答えします。

令和3年度に採択を受けて、それから工事が5年から始まっていますが、実際今やられているのが全体の20%ほどというふうな形になっていて、進捗状況としては大分遅れているのではないかとこのように感じてい

ます。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 ちょっと遅れが目立つようではけれども、今後の進展に向けての情勢というのはいかがでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

先ほど答弁したとおり、予定よりもどうしても遅れているのは否めないような状況になっておりました。このことについては、やはり実際にそこを耕作している法人さん方についても、予定というか計画にも相当影響してくるということもございますので、県に対する要望等、令和7年度も要望を上げさせていただいて、町としてもお願いをしているというところでございました。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 こういう部分を踏まえて、もう一つは、先ほどのような稲作の町北部の品種構成に対する考え方とか、また農業・農村振興プランが町独自の考え方を含めながらも、骨太のものをつくっていくとか、そういうことが県の予算に向けても必要になってくるのではないかなと考えますけれども、いかがでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

そのとおり、こういった県事業、そういったものも見据えながら、農業・農村振興プランのほうの策定にも寄与してまいりたいと思っております。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 このページでいいのか確認しながら質問しますけれども、農業用水路の長寿命化・防災減災事業、泉沢地区のことについてですけれども、ページでよろしいでしょうか。令和6年9月に住民のほうから泉沢地区にお

ける用水路、穴堰の復旧工事に陳情が出されまして、議会でも産業建設常任委員会のほうで調査し、採択すべきということで12月に採択されました。その後、まだ具体的工事には入っていないというふうに理解しているのですけれども、その後の進捗についてお伺いします。

委員長 小松農林課長代理。

農林課長代理 お答えします。

当該事業については、国の補助事業を活用したいということから、事業採択を目指し、現在岩手県に申請を上げている状態でありませぬ。事業の採択、不採択については、令和8年4月以降になると思われませぬ。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 県のほうに申請しているということですからけれども、実際採択された場合、事業規模については、それからの精査になると思うのですけれども、地元の負担がどのぐらいの割合になるような事業になる見込みなのでしょうか。

委員長 小松農林課長代理。

農林課長代理 今上げている事業ですけれども、長寿命化のほうの事業となります。地元負担ということになると、大体事業費の10%というふうになります。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。12ページ、13ページ、質疑ありませんか。

真嶋実委員。

2番 中山間地域等直接支払事業、これについては、前年から1,910万8,000円ですか、それから多面的機能支払事業については、同じく1,390万8,000円の減額となっているようですけれども、この2つの事業は西和賀にとってかなり大きなウエートを占めた事業だと思

います。この事業が下がってきている原因というのが、同じ制度の名前でも国の制度の内容が変更があって減っているのか、あるいは町自体がこの事業に取り組める体制が変わってきて減っているのか、その点をお聞かせください。

委員長 高橋農林課長代理。

農林課長代理 私からは、中山間のほうから説明をさせていただきます。

まず、令和7年度の中山間地域等直接支払事業については、当初で予算を多めに措置をしておりました。こう言いますと、ちょっと語弊があるかもしれませんが、令和7年度から中山間事業が新たな第6期ということで、5年ごとに事業をしているものですが、6期の初めの年が始まりました。令和7年度当初で予算を組む際には、予算の制度の見直しが行われた関係で、これまで取り組まれた集落から取り組む意向というようなものを確認させていただいて、積極的に国のお金を取りに行ったというような状況で、金額としてまず1億2,456万円ほどの予算措置をしたということでございます。

ただ、その後、令和7年度中に各集落がどのくらい取り組むかというのを決定して町と協定を結んだわけですけれども、最終的な決算額につきましては1億500万円ほどまで下がる見込みということになってございます。金額が下がったのは、そういった理由ということになっております。

以上です。

委員長 農林課長。

農林課長 では、あと多面的機能支払事業、支援事業についてですけれども、こちらについては多面的事業の長寿命化事業、こちらに係る国からの交付金というのがここ数年満額来ないような状況になっております。半分ほどしか来ないというような状況であります。国の予算の都合だと思っておりますけれども、そ

ういったところ、町では一応まず計画もありますので、100%の予算措置をしておりました。それを今回、令和8年度予算では、国のほうからも多分50%くらいしか来ない予定しております。そういった状況ですので、やっぱり100%置くのはちょっとうまくないだろうということで、長寿命化の分については80%の予算措置としたものでございました。

農地維持費については、100%交付されるかされないかは、100%ではないですけれども、今まではされておりますので、そちらの分はそのままということです。

あと、ですので事業をやめたとか、そういったことでもなくて、制度的なものでもなくて、予算的な理由ということになっておりました。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 私のほうは、事前に予算同士の比較だけだったので、ちょっと見間違いな部分あったかもしれません。

ただ、その上で、国の制度、今変わりつつある中で、今当初はなかなか難しいのかもしれませんが、今後の国の農政に向けての新しい大きな金額がやっぱり減ってきているということに対する備えは準備しなければならないだろうなと思います。ごめんなさい、質問という形でちょっとくくり切れなところありますが、予測されるようなもの、現状ではなかなか情報入ってきていないということですね。今後の変更について。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

現状では、今後の制度の変更点というのは、ちょっとまだ見えてはこないのですけれども、いずれまず国のほうでも今の現状に合わせた形での補助制度というのを出してきていただけないかと期待をしておりますので、それに向けてそれが出たら、それに向けた

形でこちらの町のほうの体制も取っていきたいというふうに考えておりますので、その際はよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。14ページ、15ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博委員。

6番 15ページの有害鳥獣対策事業に関して、幾つか聞いていきます。

まず、有害鳥獣駆除業務委託料、先ほども説明がありましたけれども、今年度、令和7年度が60万ぐらいの予算だったのが令和8年度が240万超の予算がついています。どういふところを変えたのか、あるいは新しく予算化しているのか、教えてください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

有害鳥獣駆除業務委託料、こちらについてでございます。有害鳥獣駆除活動について、西和賀町猟友会、西和賀有害鳥獣駆除実施隊に対して委託するものでございまして、現行の令和7年度までの委託料は定額により委託をしておりました。60万円で委託しておりました。その中で活動していただいていたが、これに駆除等の活動をした実施隊員ごとに活動費を算出し、例えばわなの設置者とか、手伝いの方、あとは見回り、捕殺、その他、そういった個別の活動をしたものにより支払う形として、活動に応じた委託料の支払いを令和8年度からは実施していきたいというものになっております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 令和7年度まで、今年度までは、その辺りがざっくりした感じで計算されていたということなのかというのと、作業、現状と令和8年度からと比べたときに、実際に活動した人に対して直接の対価として支払いが発生

するようになるということではないのでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

令和7年度までの委託料の考え方については、委託料の内訳がまずあるわけなのですが、熊だけではなくて小動物の駆除とか、あとは追い払いであったりとか、そういった活動もたくさんございまして、そういったもの、定額である程度かかるものもございまして。それを60万円の中で行っておりました。これについて、これを令和8年度については、定額部分は定額部分でまず残して、60万円まではちょっといかないですけれども、ある程度計算した形で定額部分は定額部分で残して、それ以外の、例えば熊の捕獲活動とかとなった場合には、捕獲した方々の役割ごとに計算したものをある程度様式をつくりまして、全部整理した形で猟友会から出していただいて、そして猟友会のほうに町のほうから計算された、それをチェックして、その分のお金を猟友会さんのほうに交付をさせていただいて、猟友会の中で実施隊というか、会員の方々に個別にあとはお支払いいただくというような形を取りたいというものになります。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 内容について理解しました。ありがとうございます。これは、ちゃんと何らか対応していただいた方にきちんとお金を渡すというか、これまでも猟友会とか実施隊の方々について言うと、高齢化しているとか人が少なくなっているという問題もありましたし、あとは実際に出勤してもあんまり手当になるようなものがないというふうな話もありましたけれども、そこに対応したというふうな形ですか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

今までのやり方が間違っていたわけではないのですけれども、ざっくりした形で、金額についても、どうしても活動した方々の活動した量に見合うような金額にはちょっとなっていないかったと。これ全国的な流れもあるのですけれども、それをまず精査して、必ず活動して、損するようなことのないように、時間的なものも計算したり、活動に見合うだけのお金を払わないと活動していただけないということで計算をさせていただいて、まず猟友会さんのほうとも合意をさせていただいて、進めていければというふうに考えておりました。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次の項目に行きます。同じ15ページ、有害鳥獣対策の中の有害鳥獣被害防除機材設置補助金です。こちら令和7年度だと100万だったのが今回は800万と、かなり増額されています。具体的に電気柵とかのことだと思いますけれども、それだけ要望が来ているということなのかどうか伺います。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきたいと思います。

鳥獣被害防除機材設置補助金については、委員ご指摘のとおり、電気柵の部分に係るものでございました。これが今まで現行については、基本的には農業被害ということになりますけれども、1ヘクタール未満が5万円ということで2分の1補助、そして1ヘクタール以上については10万円までということで2分の1補助というふうなくくりにしておったのですけれども、これについて令和7年度の見ますと、農業被害、かなり広大な面積、ソバにしる大豆にしる、田んぼもそうだったので、そういった広大な面積に係る被害がやはり散見されたということで、

今までの補助の規模では全く対応ができない、足りないというふうにまず判断させていただきました。ということで、まずは面積要件をとにかくなくすと。そして、上限を150万円にして3分の2の補助をしていければということで計算をさせていただいて、上程させていただいたというものになります。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 今の上限額150万で設定ということで、すけれども、となってくると結構大規模な、いわゆる集積された担い手とかが活用することも想定しているということですか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

やっぱり大きな経営体、ソバとか大豆をしている経営体というのは、もう農業法人さんであったりとか集落営農組織さんとかになってきますので、そうすると面積が個人とはもう比較にならないほどの面積になってまいりますので、そういった方々を今回は想定をさせていただいていると。

ただ、個人の方々も使っていただければ結構なのですけれども、そういった内容になっております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。大規模なところも使いやすくするというので、非常にいいことかなと思いました。

近隣の、例えば雫石の事例をこの間聞いたのですけれども、そこは個々でやっているのだけれども、地権者でみんな合意をつかって、もうまとめてぐるっと囲んだみたいな話も聞きます。そういうふうにしたほうが個々の田畑に立てるよりも全然省力化もできるわけですけれども、町として今回こういう補助金の要件を緩和したというか、使いやすくした上で、住民に対して働きかけていくような

ことは考えておられるでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをさせていただきたいと思えます。

雫石の例については、私も向こうの方というか、お話は伺っておりました。いずれいろいろなパターンがちょっと考えられるものですから、運用についてはある程度この事業をやりますということは、住民には当然周知はしますけれども、いろいろなパターン、運用についてはいろいろなものが出てきますので、それを見ながら、それに合わせたような形で対応をしていければなというふうに考えております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次ですけれども、同じく15ページの一番下、放任果樹伐採事業費補助金です。こちら、どういった内容を想定していらっしゃるか教えてください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

この事業については、拡充ではなくて新規の事業となっております。中身ですけれども、放任果樹と判断される樹木の伐採について、1申請当たり、委託による場合については補助対象経費の2分の1になりますけれども、1本当たり上限15万円を限度として補助金を交付したいというものになります。

ただ、直営、要するにご自分で切る場合については、まず2,000円を上限ということで、木は細いものから太いものもあるわけですが、基本的には胸高直径で9センチ以上のもの、あまり細いものはちょっと対象にならないというふうな形で実施したいと考えておりました。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。

あれ、今14、15ページですか。

委員長 はい。

6番 次のページで質問します。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進みます。16ページ、17ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博委員。

6番 続いて、有害鳥獣対策の話です。16ページ、一番頭のところで、ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金ということですが、これどういった形で想定されているか教えてください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

こちらについても、新規の事業ということになっておりました。ツキノワグマ撃退用スプレー購入費補助金ということで、1申請当たり補助対象経費の2分の1ということで、上限を1万円、事業費で言えば2万円のスプレーというようなことになりますけれども、これを限度として補助金を交付する事業となります。まず、経費のほうは、例えば送料とか、そういったものは含まず本体のみに対しての補助ということで考えておりました。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 補助の対象になるのは、例えば観光関係の事業者であるとか、そういったところを想定されているのですか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

これについては、まず個人も入ります。そして、観光事業者さん、例えば旅館とか、そういったところであれば、そういったところも当然対象となりますし、ただ旅館も1本、個人も1人1本というような形でお願いをしたいと考えておりました。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 住民対象で考えると、個人も含めてということですが、例えばですけれども、これ観光客とか、外から来た人が使えるような体制で準備とかしてはいていいのかなと思うのですが、それはまた別で考えるということになるのですか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

基本的には、これは町民、それから町の法人というか、会社というか、旅館さんとかというのを対象にしております。ですので、観光客の方々となってきたときには、観光施設であれば観光施設のほうで備え付けていただくということは可能だと思いますけれども、あとは観光客のほうに対しては、一般質問でもありましたけれども、こういった活動をしているというような有害鳥獣活動についての状況やら、熊の出没情報やら、そういったものを周知をしながら進めていくことになるのかなと考えておりました。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 これ例えば現状で観光協会の窓口においておいて貸せるようにするためにも、購入したいよとか、そういう具体的な話とかは別に上がってきてはいない状態ですか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

実は、昨日私も観光協会とも熊対策についての打合せをしておりました。その際にも町としてまだ議会通っていないので、金額的なものは言えないですけれどもということで、ただこういった事業を考えているというようなことはお伝えはしておりました。観光協会さんのほうとしても、想定外の状況がやはり令和7年度あったということで、非常にどうすればいいかわからない状態もあつての打合

せ会でしたので、いろいろなそういった場面で観光協会のみならず、ほかの団体ともいろいろ打合せやら情報共有をしながら、今後につなげていければというふうに考えております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 分かりました。ありがとうございます。

次の項目の質問に行きたいと思います。今度は17ページです。森のサイクル普及啓発プロジェクトの中の木育イベント開催業務委託料ということで、令和7年度から若干の増額がされていますけれども、令和8年度に関してはどのようなイベントとして実施していく予定か教えてください。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

森のサイクル普及啓発プロジェクト事業、木育イベントの開催業務委託料になってくるのですが、こちらについては、内容については昨年度と大きく変えているものではないかと考えております。

ただ、機材等の委託料をちょっと新たに設けさせてもらったと。テントとか椅子とかをレンタルでしたいというところがありまして、そういったもので若干金額が変わっておるところでございます。かなりお客さんというか、来場される方々も毎年増えているような状況もございましたので、内容については今後お客さんの意見等も取り入れながら変えていかなければならないなと思っておりますけれども、まず令和8年度についてはお金、要するに予算の伴わないような催事内容について、何か考えられるものもあれば取り入れていくことは可能なかなと思いますけれども、内容についてはまず令和7年度を踏襲しているというものになっております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 ありがとうございます。ちなみに、令和8年度の実施時期とか周知方法については検討されていますか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

まだはっきりした日時は決まっていませんけれども、例年ですと7月の第2週、3週あたりを想定しております。いずれ出展される方々の関係とか、あと出展の方とか、そういったところが対応できるようなところを、事務局体制というか、こちらの予定も当然ありますけれども、そういったところを加味しながら、実施をしていきたいと思っていますし、開催については町の広報やら公式ラインやら、使えるものは全て使って周知に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 これまでのイベントの会場で見ているら、町外から来ているようなお客さんも結構見受けられたので、テレビや新聞やらにもやりますよというふうなリリースは打っておいたほうがいいのではないかなと思うのですが、今のところその予定はありますか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

基本的に町外向けについては、プレスリリースとかありますので、そういったものを活用しながら周知をできればと考えておりました。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 私も今17ページの木質バイオマスの供給体制について、課長からも森林組合のほうにトラックなどをということでした。私も昨年、これ横手の発電というか木質バイオマスを、発電を想定していると思うのですが、横手のほうにちょうど見学に行ってきたのですが、令和8年度は東北でもバイ

オマス発電の工場が幾つか建って、多分木材の奪い合いになるだろうというような話をされました。奪い合いというのは、当然バイオマス発電のところは電力会社とある程度どのくらい発電するというような契約をした上でやっているということで、それを下回ると契約違反ということになるということで、それで木材の奪い合いになるだろうというような話だったのですけれども、それに向けての事業だと思いますけれども、具体的に森林組合さんのほうに補助するという内容について伺います。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

今回の補助金については、トラックスケール、そして附属の設備等を想定しておるものでございます。町内の木材を西和賀町森林組合に集めて、そしてチップ加工をし、町外のバイオマス発電事業所、こちらに納入をする。その事業所については、FITに基づく再生可能エネルギー固定価格買取制度の認定事業者であるということを想定して、事業を導入するものでございます。

いずれ西和賀町、森林には大変恵まれているという状況にあります。そういったものをやっぱりどうしても住宅着工とか、ほかの木材の利用については低迷しておるような中で、バイオマス発電等については上向き傾向であると。先ほど委員がおっしゃったとおり、町を囲むような状態でそういった施設がどんどんできているということなので、横手のみならず、ほかの施設も想定に入れながら、町内の資源をこれから活用していければいいのではないかなということで、西和賀町森林組合さんとも相談をさせていただいて、この事業に取り組むこととしたものになっておりました。

以上でございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 チップを製作するほうの機械も老朽化というようなことも聞いていたのですけれども、今回の補助ではトラックが実際何台で回転していくというか、あとチップ自体を製作するほうには問題がないということなんでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 お答えをしたいと思います。

まず、今回の補助の中身なのですけれども、トラックスケールとって、大きなはかりをまず造ると。そして、あと附属建屋だったり、いろいろありますけれども、そういったものを想定しているということがまず1つ確認ですし、あとトラックの回数という話なのですけれども、今ちょっと想定しているのが、運用する上で変わることもあります。要はバイオマス発電施設の事業者さんがトラックで西和賀町のほうにチップを取りに来ると。町というか森林組合のほうでは、木が集まってきたらば、その木をチップに加工して、そして加工した物をきちんとF I Tの制度に適合するようにトラックスケールを使って事業者のほうにお渡しできるような状態にするというようなこととなりますので、あとは事業者さんのほうで必要に応じてトラックについては週何回になるのか、月何回になるのか、ちょっと分からないのですけれども、そういったことについてはこれから詰めていかなければならないというような内容になっておりました。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 トラックスケールについては理解したのですが、先ほど言ったように実際チップにする機械のほうの、もう老朽化というようなことをちょっと聞いていたのですけれども、そっちは大丈夫なんでしょうか。

委員長 農林課長。

農林課長 大変失礼いたしました。抜けており

ました。委員ご指摘のとおり、チップパーというのですけれども、チップパーについてもかなりの年数たっておりまして古いのです。まず直し直しやっではおりました。ただ、古いがための頑丈なところもあったりして、あと直すにも容易に直せる部分は直せるというようなことで、まず事業は今も継続してチップの生産はしている状態ですけれども、チップパーがなければちょっと話になりませんので、そういったことについては森林組合さんともいろいろと、ほかの事業等もあると思いますので、そういったものも活用しながら対応していければいいのではないかなと考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。18ページ、19ページ。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 お諮りいたします。

これで農林課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

引き続き、農業委員会の審査を行います。農業委員会が所管するのは、6款農林水産業費であります。農業委員会事務局長より予算の概要説明を求めます。

事務局長。

農業委員会事務局長 では、着座にて説明をさせていただきます。

それでは、配付しております令和8年度一般会計予算歳入歳出明細書の農業委員会事務局抜粋版で説明をさせていただきます。

22ページを御覧ください。歳出からとなり

ます。6款1項1目農業委員会費の総額は1,783万円であり、昨年度予算2,018万4,000円と比較して235万4,000円の減となっております。職員人件費の減が要因となっております。そのほかにつきましては、農業委員会の主業務である毎月1回の農業委員会総会と、農地の利用調整の業務に係る経費であり、主な支出内容としては農業委員、農地利用最適化推進委員の報酬、農業委員会事務局職員の給与となっております。

では、戻りまして、21ページを御覧ください。歳入となります。こちらは、農業委員会事業に対応する歳入となっております。農業委員会交付金等の県補助金及び農業者年金業務の委託手数料となっております。

以上、主な事業について説明をいたしました。ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

委員長 農業委員会事務局長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。農業委員会は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、お諮りいたします。

これで農業委員会が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで農業委員会の審査をひとまず終了し、次の観光商工課の審査に移るため、11時まで休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、観光商工課の審査を行います。観光商工課が所管するのは、5款労働費、6款農林水産業費、7款商工費のほかに特別会計

もありますので、併せて審査いたします。

初めに、一般会計の審査から行います。観光商工課長から予算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和8年度観光商工課所管の予算編成について、概要等を説明させていただきます。

一般会計歳入歳出予算は、令和8年度一般会計予算歳入歳出明細書にて説明申し上げます。また、事業ごとの詳細は、西和賀町予算説明書にてご確認ください。

では、初めに一般会計についてです。まずは、歳出について説明いたしますが、関連する歳入はその時々で併せて説明いたします。歳入歳出明細書4ページをお開きください。5款労働費、1項1目労働諸費、労働対策総務費、18節負担金、補助及び交付金は、北上雇用対策協議会負担金等、各種負担金となります。

勤労者生活安定事業の20節貸付金、勤労者生活安定資金貸付金は、予算説明書では63ページ上段に詳細がございます。

中小企業退職共済事業の18節、退職共済助成金は予算説明書63ページ下段に、また若年者ふるさと就職支援事業の18節、若年者ふるさと就職支援補助金は予算説明書64ページ上段に詳細を記載しております。

なお、歳入についてですが、歳入歳出明細書2ページをお開きいただき、下段にございます22款諸収入、3項2目労働費貸付金元利収入の労働金庫預託金元金収入は、貸付金600万円に対し、年度末に精算し同額の返金を受けるものとなります。

それでは、歳出に戻ります。続きまして、歳入歳出明細書4ページ下段の6款農林水産業費となります。2項4目林業者施設費は、焼地台公園の維持管理費となります。12節委託料の焼地台公園の指定管理料の予算となります。予算説明書64ページ下段に詳細を記載

しております。

なお、歳入についてですが、歳入歳出明細書2ページにお戻りいただき、上段にあります15款1項4目農林水産業費使用料の焼地台公園内施設使用料を見込んでおります。

5ページにお戻りいただきまして、7款商工費となります。1項1目商工総務費、商工総務事務費、18節負担金、補助及び交付金として公益財団法人いわて産業振興センター負担金など4団体への負担金となります。

6ページをお開きください。2目商工振興費ですが、ふるさと館管理運営費は、ほっとゆだ駅前商工会館のWi-Fiに係る借上料と町所有分の管理委託料となります。

ふるさと館管理運営費は、予算説明書65ページ上段に、中小企業融資事業は下段に、歳入歳出明細書6ページ、7ページの商工振興費臨時事業費は予算説明書66ページ上段に詳細を記載しております。昨年度と同様に、引き続き新たなビジネスにチャレンジする方への支援として新ビジネスチャレンジ事業、外国人実習生などを受け入れる企業への支援として外国人材受入企業等支援事業や創業を目指す方への下支えとなる創業等支援事業を進めてまいります。

北上地区勤労者福祉サービスセンター事業は、予算説明書66ページ下段でございます。また、新型コロナウイルス緊急資金利子補給により負担することとした県制度に基づく利子分について、継続補給を行います。詳細は、予算説明書67ページ上段でございますので、併せてご確認願います。なお、関連しております歳入は、歳入歳出明細書2ページの15款1項5目商工費使用料のふるさと館施設使用料となります。

また、22款3項4目商工費貸付金元利収入の中小企業振興資金貸付金元金収入であります。これは貸付金1,000万円に対し年度末に精算し、同額の返金を受けるものとなりま

す。

続きまして、歳入歳出明細書7ページ下段、3目観光費、観光事務費、1節報酬は、観光商工推進協議会委員報酬、10節需用費の印刷製本費は既存パンフレットやリーフレットの増刷を行うものです。11節役務費の広告料は、新聞、雑誌等へ各種イベント等を掲載する予算となります。

8ページの観光施設管理運営費、12節委託料は、各観光施設の指定管理料や委託料となります。13節使用料及び賃借料のプリセットカウンター借上料は、第2次観光振興計画による適正な観光統計値を把握するため、実際の入り込み客数との差異を計測したいことから、令和7年度に引き続き予算措置をするものでございます。詳細につきましては、予算説明書67ページ下段に掲載しております。

ここで関連しております歳入につきましては、歳入歳出明細書2ページ上段にあります15款1項5目商工費使用料、各施設の指定管理者等が行う実施事業などに係る施設使用料収入や入浴料となります。

続いて、歳入歳出明細書8ページ下段から9ページ、観光費臨時事業は、イベント関連、それぞれの開催実行委員会や団体への補助金となっております。詳細につきましては、予算説明書68ページ上段に記載されておりますので、ご確認をお願いします。

歳入歳出明細書9ページ、観光協会助成事業の詳細は、予算説明書68ページ下段でございます。協会事業では、第2次観光振興計画を強力に推進するため、職員の人件費や事務費、事業費などを助成する内容となっております。

歳入歳出明細書9ページにお戻りいただき、自然環境保全事業につきましては、予算説明書の69ページ上段に詳細を記載しております。

歳入歳出明細書9ページ下段から10ページ、観光資源環境整備事業につきましては、予算

説明書の69ページ下段に記載のとおり、町内の登山道、散策道、園地など屋外観光施設の維持管理費となっており、川尻総合公園内のあやめ園や貯砂ダム管理、廻戸釣公園などの整備、管理を実施いたします。なお、本事業には、歳入といたしまして歳入歳出明細書2ページにあります16款3項3目商工費委託金、湯田ダム除草作業等委託金として国土交通省から受託し、川尻湖畔公園、川尻総合公園付近の草刈り等も実施するものとなります。

歳入歳出明細書11ページにお戻りいただきまして、観光振興計画推進事業の12節委託料、観光コンサルティング業務委託料は令和8年度を最終年度とする第2次観光振興計画第2次アクションプランの進捗管理、検証、情報分析から第3次観光振興計画策定に関する業務などを委託しようとするものです。予算説明書では、70ページ上段に詳細を記載しております。

歳入歳出明細書11ページ中段ですが、地域おこし協力隊招聘事業の予算となっております。詳細は、予算説明書70ページ下段に記載しております。

歳入歳出明細書11ページにお戻りいただきまして、川をいかしたまちづくり事業についてですが、施工方法の検討の必要性から残工事としておりました湯本地区のテラス等安全対策工事の予算となります。詳細につきましては、予算説明書の71ページ上段に記載しております。

歳入歳出明細書11ページにお戻りいただき、下段の自然公園保護管理委託事業の詳細につきましては、予算説明書71ページ下段にございます。関連する歳入につきましては、歳入歳出明細書2ページにあります17款3項3目商工費委託金、自然公園保護管理委託金で県から委託を受け実施しております。

歳入歳出明細書11ページにお戻りいただきまして、温泉事業、27節繰出金ですが、温泉

事業特別会計繰出金として記載しております。詳細は、温泉事業特別会計にて改めて説明をさせていただきたいと思っております。温泉事業は、予算説明書72ページに詳細を記載しておりますので、ご確認をいただきたいと思っております。

以上で観光商工課一般会計の歳入及び5款労働費、6款農林水産業費及び7款商工費の歳出概要の説明となりますので、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。初めに、歳入に関する質疑を一括で許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 次に、歳出に関しページごとに審査を進めていきます。

4ページ、5ページ、質疑ありませんか。
唐仁原俊博委員。

6番 臨港施設管理運営費、4ページです。抜粋説明書のほうだと64ページですけれども、ここの修繕料というのが焼地台公園のスポーツライド登坂設備索受装置修繕という認識でいいですか。これジャンボスライダーのことだと思いますけれども、利用者数とか売上げとかがどういった程度なのか把握していらっしゃいますか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

4ページのジャンボスライダー、焼地台の関係になりますけれども、まず利用人数につきましてですが、令和7年度につきましては1,583人ということで、金額にいたしますと100万7,800円ということになります。参考までに令和6年度は、利用者数1,676人で、金額につきましては105万300円となっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。6ページ、7ページ、質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。8ページ、9ページ、質疑ありませんか。

唐仁原俊博委員。

6番 8ページから続くやつですけれども、観光費臨時事業のところで、観光協会助成事業の中に含まれるのかなと思うのですが、令和7年度、今年度秋にしわが紅葉祭りが初めて開催されています。これまた令和8年度もやる予定なのか、その前提で観光協会助成事業の中に含まれた状態で予算として計上されているのか伺います。

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 ご質問ありがとうございます。にしわが紅葉祭りにつきましてですけれども、こちらは観光協会が観光関連事業所との連携による町のにぎわい創出を目指す自主事業として企画運営を行う観光協会活動費への補助ということで実施しております。まず、令和8年度の予算につきましても、観光協会の助成費、いわゆる補助金の中に、そちらのほうは位置づけております。

以上になります。

委員長 唐仁原俊博委員。

6番 予算の計上の仕方についての質問なのですが、例えば錦秋湖マラソンとか錦秋湖湖水まつりとかであれば、個別にペケペケ事業補助金という形で出ているわけですが、観光協会主催だから観光協会助成事業として予算として出しているという理解でいいのですか。

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 ご質問ありがとうございます。まず、観光費、臨時事業と、あとは観光協会の助成事業の整理といいますか、まず観光費臨時事業につきましては、こちら基本的には実行委員会での主催のものを予算計上し

ているような形になっております。なので、今回のにしわが紅葉祭りにつきましては、観光協会助成事業のほうに補助金として予算計上をしております。

以上になります。

委員長 真嶋実委員。

2番 9ページの、事業名でいくと同じ観光費臨時事業になりますか。その中で、温泉開発事業補助金で700万円計上されております。説明書のほうでは、町有温泉の開発と施設整備、町内の温泉事業者等の産業振興を目的に等々の説明になっておりますけれども、今回の700万は昨年と比べると増額になっているのかなと思って読んでいたのですけれども、具体的に町との関係、事業主体がどこなのか。

あと、もう一点は、この事業については温泉特別会計との絡みでいくと、どういう切り分けになるかという視点も含めて説明願います。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

9ページの温泉開発事業700万円ですが、こちらにつきましては、温泉開発事業補助金ということで、まずは申請が予定されている1団体と、あとは温泉開発事業補助金につきましては3年ごとに、改めてそういうふうなポンプの交換等が生じる場合に申請ができるというような内容になっておりますので、それを想定した予算の確保ということで、今回700万円という額になっております。例年ですと、今既に当初申請が確実な部分については予算措置するのですが、これまでの流れでいきますと、大体が緊急的な故障によって専決になってしまったりとか、待てる場合は補正予算で対応というようなところでお願いしておりましたが、迅速に対応したいということもありますので、当初にまず予算計上させていただいたという部分になります。温泉開発整備基金のほうに財源は積み立てられてお

りまして、そちらを温泉会計に一度繰り入れて、温泉会計から一般会計の補助金として繰り出しをしているというまず会計の流れになります。

以上です。

委員長 真嶋実委員。

2番 今回は、1団体が既に申請されているということですか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 申請をされる、まず予定ということとなっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 進めます。10ページ、11ページ、質疑ありませんか。

高橋宏委員。

8番 私からは、11ページの川をいかしたまちづくり事業ということで、先ほど説明もあったのですが、施工方法の検討の必要性から残工事ということだったのですけれども、湯本地区の川をいかしたまちづくりの完成に私も参加させてもらいました。完成したということの理解をしていたのですが、これは残工事というのに書かれていますけれども、最初からこれは予定されていた安全対策工事だったということなのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

11ページの川をいかしたまちづくり事業につきましてですが、今回の工事につきましては、旧旅館にあった浄化槽というのがあるのですが、そちらについて、要するに空洞の状態になっておりました。当初からこの部分についても、工事の計画には入っていたのですが、実際に土をかぶせるというような考え方でいたのですが、例えばその上に乗ってしまって、劣化によっては人が乗ると落ちてしまうという危険性もあるというこ

とで、そのまんまの土をかぶせるだけでは危険ではないかということで、それでは具体的に壊してしまったほうがいいのか、例えばモルタルとか砂を埋めて落ちないように対策をしたほうがいいのかというのが検討事項として残っておりました。ということで、まず国の工事は終わり、町の主要部分も工事が終わったということで、一区切りとしてお披露目会というような形は取りましたが、この部分がちょっと残っておりましたので、まずどうしても安全の面からも工事は実施したいということで、今回予算計上させていただいたというものになります。

以上です。

委員長 高橋宏委員。

8番 安全のためということでした。今までは、危険がないような状態、浄化槽があったからというか、安全には配慮した中でやっていて、本格的に今年度工事するというふうなことなのでしょうか。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

これまでにつきましては、階段状のテラスというかスロープの部分につきましては、そちらの浄化槽には立ち入らないような形で対応、鉄骨の柵を作ったような形では対応しておりましたが、まず特にもやっぱりそちらのほうにも立ち入らないとは限りませんので、どうしてもその部分は確実に安全面をとということで実施したいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 では、進めます。12ページ。

(なしの声)

委員長 それでは、全体を通して質問し忘れ等ありませんか。

(なしの声)

委員長 お諮りいたします。

これで観光商工課が所管する一般会計の審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

引き続き、議案第27号 令和8年度西和賀町温泉事業特別会計予算についての審査に進みます。観光商工課長から予算の概要説明を求めます。

観光商工課長。

観光商工課長 それでは、令和8年度観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入歳出予算につきまして、概要等を温泉事業特別会計予算にてご説明申し上げます。

まずは、歳出について説明いたします。7ページをお開きください。1款温泉事業費、1項温泉施設管理費、1目温泉施設管理費、10節の需用費の消耗品は、砂ゆっこの砂風呂で使用される珪砂や源泉スケール防止剤などの購入経費となります。光熱水費は、各源泉施設の電気料となります。修繕料は、温泉施設緊急対応用の修繕費用でございます。11節の役務費は、温泉会館ほっとゆだに設置している公衆無線LANサービスの通信運搬費及び建物共済保険料です。12節の委託料は、各公共温泉施設の指定管理料、委託料や設備保守管理委託料です。13節使用料及び賃借料の土地借上料は、ほっとゆだ駅舎敷地料と下水道埋設管占用料です。

続いて、歳入につきましては、6ページを御覧ください。1款1項1目温泉使用料は、西和賀町温泉条例による温泉使用料や各公共温泉施設の使用料を見込んでおります。

2款1項1目利子及び配当金は、温泉開発整備基金に係る利子を歳出で計上し、温泉開発整備基金積立金として同額を基金に繰り入れるものです。

3款1項1目一般会計繰入金は、一般会計

からの繰入金でございます。

5款2項1目雑入のほっとゆだ共有施設JR負担金は、JRとの合築施設であるほっとゆだの町が一括管理している部分についてのJR負担金となります。その他、自動販売機等電気使用料収入でございます。

以上が観光商工課所管の温泉事業特別会計歳入歳出の概要説明となります。ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

委員長 観光商工課長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。特別会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑ありませんか。

刈田敏委員。

11番 予算説明書の72ページに温泉事業の詳細があります。公共温泉施設の維持管理というのは、かなりウエートを占めて大変だなというのは分かりますけれども、観光産業の振興の面から言うと、令和8年度、魅力度アップによる誘客を目指す点ではどのようなことを考え、そしてあと委託先等がまずあるわけで、その辺との共通認識も欲しいと思うのですけれども、その辺はどのように進めていこうとしているのかお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 お答えいたします。

まず、公共温泉の管理運営という部分につきましては、指定管理であったりとか、そのような形で取り組んでおりますし、実際町の入り込み客、誘客にとっても大きな位置づけを持っている施設ということで捉えております。そのようなことで、まず町としても誘客に努めているというか、PRを大々的に行っている部分もございまして、あとは各温泉施設との情報共有という部分につきましても、そういうふうな入り込み客の状況ですとか、あとはそれぞれの施設の取組というものを把握しながら、そういうふうな運営に向けて自

主的な部分をさらに応援するような仕組みで、ますます誘客につながるような形で努めているところではございます。

確かに老朽化も非常に激しくなっている状況で、ただまずその部分をしっかりとやっぱり対応していきながら、気持ちよく、皆さん、来ていただく方々にも利用していただくような対応として取り組んでいるところではございます。

一例としては、沢内バーデンですとかも、やっぱりいろいろな皆様からの声でエアコン設置等にもつなげるというところで、あくまでもサービスの向上を目指して、今予算等を措置しながら継続に向けて取り組んでいる部分はございます。

以上です。

委員長 刈田敏委員。

1 1 番 いろいろ維持管理ということで、温泉施設、大変だと思います。いろんな温泉施設に行くのですが、皆さん頑張ってやっていますけれども、予算にかかわらず、日頃の対応とか、そういうものが十分必要になってくるとは思いますけれども、その辺に対してもお金かけなくてもそこは十分できると思いますし、来るお客さんにも喜んでもらえると思いますけれども、その辺もやはりいろいろな会議等というか、そういう形の意見交換とかも十分行われているのか、その点をお伺いします。

委員長 観光商工課長。

観光商工課長 そういうおもてなしというか、対応の部分について、会議等で特に観光商工課が主体になって関係者を集めてという部分はないのですが、ただ昨年、6年度、5年度にわたっておもてなしの観光協会の研修会とかもございましたし、あとおもてなし環境整備事業の中で来たお客様からご意見をいただくという部分がありました。そういう部分で、公共温泉施設のみならず、民間の温泉施設に

ついても、受入れ状況についての様々なご意見をいただいたというのがありますので、そういう部分をそれぞれの施設とか民間の方々、事業者の方々にフィードバックして、よりよい受入れ態勢というものにつなげていくような対応はしております。

以上です。

委員長 中村ひとみ委員。

4 番 私は、6ページの下段の諸収入の雑入のところ、少額でちょっと恐縮なのですが、これも、自販機の電気使用料ですが、これはほっとゆだ内の施設の自販機のことでしょうか。

それで、あと何台分ぐらいになるのか教えてくださいいただけますか。

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 ご質問ありがとうございます。自動販売機の電気使用の台数というふうなところで、ほっとゆだと真昼温泉のほうの自販機というふうになっております。ほっとゆだ2台、真昼温泉が1台というふうになっております。

以上です。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 観光商工課長代理。

観光商工課長代理 大変申し訳ございません。

先ほど答弁でほっとゆだ2、真昼温泉1と言いましたが、正しくはほっとゆだ1、砂ゆっこ1、真昼温泉1の誤りです。申し訳ございませんでした。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 発言がないようですので、お諮りいたします。

これで議案第27号 令和8年度西和賀町温泉事業特別会計予算についての審査をひとまず終わりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これで観光商工課への審査をひとまず終了し、次のさわうち病院の審査に移るため、13時まで休憩いたします。

午前 11時36分 休 憩

午後 1時00分 再 開

委員長 休憩を解き審査を進めます。

続いて、議案第28号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についての審査に進みます。病院事務長から予算の概要説明を求めます。

病院事務長。

病院事務長 ご苦労さまでございます。それでは、早速ですが、令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算案について説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。

予算概要につきましては、議案上程の際に申し上げておりましたので、ただいまは、いわゆる3条予算の収益的収支と4条予算の資本的収支の概況についてご説明申し上げます。

初めに、収益的収入及び支出について説明いたします。予算書の23ページを御覧ください。病院事業費用について要点を申し上げます。1款1項1目給与費は6億5,068万1,000円を見込んでおります。この支弁対象者は、医科医師2名と歯科医師1名、看護師31名、その他の医療技術員17名、事務職員4名の計55名であります。また、会計年度任用職員に係る人件費は、5節の会計年度任用職員給与と10節の手当にそれぞれ28名分を計上しております。この支弁対象者は、医師2名、歯科医師1名、看護師2名、歯科衛生士1名、事務職員等22名であります。

24ページを御覧ください。2目材料費は、9,040万2,000円を計上し、それぞれ今年度の実績を参考に積算して計上しておりますが、3節の給食材料費につきましては食材の高騰

の影響によりまして、昨年度当初予算と比較すると120万円増額をしております。

25ページを御覧ください。3目経費は、前年度より1,400万円余り増の2億5,457万3,000円としております。増額となる主な理由は、10節修繕費のうち医療機器修繕費において透析機器や人工呼吸器等に係る年数経過による部品の定期交換等を、病院施設修繕費においてチップボイラー関連修繕及びエレベーター部品交換、中央監視盤UPS交換等で、合わせて昨年度当初予算より387万8,000円増の1,757万6,000円を計上しております。

26ページを御覧ください。12節賃借料においては、院内のLED蛍光灯借上料が5月で満期となることから減額をしております。白衣借上料につきましては、白衣の借上げのほかに、併せてクリーニング料金を上乘せした料金に変更となることから増額となっておりますが、賃借料全体では前年度より3万1,000円減の1,469万8,000円を計上しております。また、14節委託料では、人件費が含まれる委託料が賃金の見直し等により増額となっているほか、新たに設置となった透視撮影装置保守料や聴力検査機器保守料が新規委託予定であり、合わせて前年度より1,044万円増の1億1,055万1,000円を計上しております。

29ページを御覧ください。16節出張診療費は、令和7年9月より開始となった皮膚科の診療分を追加し、前年度より45万9,000円増額となる5,262万9,000円を計上しております。この費用につきましては、常勤医師の負担軽減や研修日の代診医師の確保、専門診療の実施、また夜間、休日に対応する日当直医師の確保等のため、所要の額を計上しているものでございます。

4目減価償却費は、透視撮影装置の償却が令和8年より開始になることから、前年度より173万8,000円増の9,738万1,000円を計上しております。

5目長期前払消費税償却につきましては、資本収支における消費税の一括償却による経営圧迫を回避するため、地方公営企業法施行規則で認められている償却でありますけれども、資本的収支予算において過去10年で整備した医療機器等に係る消費税額505万7,000円を計上しております。

30ページ、6目資産減耗費、1節たな卸資産減耗費は、破損や期限切れによる薬品、医療材料の破棄等を見込み60万円を、2節固定資産除去費は更新を予定している医療機器の減価償却残額除去費として40万円、合わせて100万円を計上しております。これら医業費用のほかに、企業債利息などの医業外費用463万5,000円、特別損失、予備費を含めた病院事業費の総額を11億649万1,000円に計画するものであります。

次に、20ページにお戻りください。病院事業収益についてご説明いたします。医業収益のうち入院収益につきましては、前年度当初より426万2,000円減の3億6,222万7,000円としております。これにつきましては、病床利用率を70%としまして、令和7年度の実績を基に1人当たりの単価を掛け合わせて算出した額となっております。

外来収益については、前年度当初より13万5,000円増の2億4,190万9,000円を見込んでおります。患者数につきましては、入院は病床稼働率の目標を70%に設定することで、年間で延べ1万220人、外来は前年度の実績を参考とした上で医科外来が専門外来の増を見込み2万6,025人、歯科外来は6,692人としております。

令和7年度の収益状況を見ますと、特にも入院収益の計画につきましては、相当の経営努力が必要であると承知しておるところでございますが、病院経営強化プランに基づきまして、医師をはじめとする医療スタッフの確保や医療機器の更新、各種修繕等については、

優先度を考えながら対応することで経費節減に努めるなどし、増収に努めてまいりたいと思っております。

3目その他医業収益、1節他会計負担金は、繰入れ基準に基づき、救急医療の確保に要する経費と保健衛生行政に要する経費の合計で4,165万3,000円を予定しております。3節成人病検診収益は、令和7年度の実績により受検者は300人を見込み、前年度より126万8,000円減の1,270万円を、4節受託検査施設利用収益はこれまでの実績により依頼数の減を見込み、前年度より3万4,000円減の16万5,000円を、5節介護報酬収益も前年度より94万8,000円減の959万4,000円をそれぞれ予定しております。

21ページを御覧ください。2項医業外収益、2目他会計補助金につきましても、同様に繰入れ基準に基づくもので、僻地医療の確保に要する経費や不採算地区病院の運営に要する経費などで、前年度より4,407万円増の2億8,491万5,000円を見込んでおります。積算根拠としましては、支出における給与費や修繕費などの費用が不足となる項目への補助をしていただくものになります。院内においては、働く全ての職員が共通意識を持って継続した経費節減の取組を実施しておりますので、これからもそれらを継続していき、少しでも一般会計からの補助金額を減少できるように努めていきたいと思っております。

4目長期前受金戻入につきましては、国庫補助金などで取得した資産の当該年度の償却分を収益として計上するもので、昨年度より48万8,000円減の7,338万5,000円を見込むものでございます。

5目その他医業外収益は、前年度実績により、合わせて36万円減の969万円を計上しております。

6目経営補助金も前年度実績に基づきまして4万4,000円増の239万円を計上しております。

す。これら病院事業収益の総額は10億5,525万5,000円で、収支差引き5,123万6,000円の欠損金を見込んだ予算となります。しかしながら、現金支出を伴わない退職給付引当金、減価償却費、長期前払消費税償却、資産減耗費などで1億2,400万円余りを計上していることから、現金が不足するという事態に陥る心配はございません。

続きまして、資本的収支及び支出予算について説明いたします。9ページへお戻りください。支出計画から申し上げます。1項建設改良費、2節設備費ですが、令和8年度においては検体検査システム及び調剤支援システム、内視鏡システム等の更新等を予定し、合わせて2,573万9,000円を計上しております。

2項1目企業債償還金のうち元金分5,534万6,000円を計上し、資本的支出の合計は8,144万9,000円となります。

8ページへお戻りください。資本的支出の財源について申し上げます。1項企業債、1目地方債2,350万円、2項出資金、1目他会計出資金19万9,000円、3項負担金、1目他会計負担金2,767万3,000円、4項補助金、1目県補助金220万4,000円を予定し、収入の合計は5,357万6,000円とするものでございます。資本的収入が資本的支出に対し2,787万3,000円の不足となりますが、当年度損益勘定留保資金で補填することとしております。

その他、10ページから19ページにはキャッシュフロー計算書、給与費明細書、貸借対照表、損益計算書等を、31ページ、32ページには収支費用構成表を掲載しておりますので、併せてご確認いただきたいと思います。

以上で町立西和賀さわうち病院事業会計予算の概況説明を終わりますが、ご審議のほどよろしく願いたします。

委員長 病院事務長の説明が終わりました。

これから質疑を行います。事業会計は、歳入歳出とも一括で質疑を許します。質疑あり

ませんか。

真嶋実委員。

2番 資料でいきますと、今日の説明ではありませんでしたけれども、1ページの入院患者の数でございます。これは、補正のときにもお話を伺い、今日も具体的な支出等々のところで詳しい考え方等々説明がありましたけれども、1万220人という想定については補正の段階では割合でいくと2割近く、たしか下がっているかと思いました。過去の一番ピークのところを設定しながら、高い目標を目指し、それに向けて改善の計画もいろいろ立てていくというのは、志としてはよいかとは思いますが、現状として町の人口構造、その他考えるときには、やはり厳しいのではないかなと思われまます。そういう中で、目標を高く維持しながらも、もう少しリアリティーのある数字にする必要はないかということでお伺いいたします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ご質問ありがとうございます。入院患者数の積算につきましては、先ほど説明したとおりに、人数は病床利用率70%の1日28人平均で前年度の1人当たりの単価を掛けた額ということでご説明したとおりでございます。委員ご指摘のとおり、これまでの実績により、さきに議決いただきました補正予算の審議の際にもお話し差し上げたところですが、それなのになぜ同じ数字なのかということかと思えます。この数字が問題ないかということですので、実際のところ大変厳しい数字であるということを思っております。前回、補正の審議の際もご説明したとおり、平成30年度の病床利用数が69.7%ということで、ここ数年はその数字を目標として予算を積算してきたところでございます。現状を見据えた数字ということですので、現状を申し上げますと、給与費等の構成数値がかなり上がっております。賃上げ等もあり

ましたので、その部分等々、あとは物価高騰、資材の高騰等もあって、収益を最初から少なくしてしまうと、ちょっとなかなか予算が組めないというような状況が現状でございます。

しかしながら、差額分については、繰入金とかということで対応いただくことになってしまいますので、先ほど申し上げましたように、ここ数年の最もよかったときの数字を目標数値として、職員一同、それを目標に頑張っていこうという、企業努力をするという意味を含めた数字であるということでご理解いただければと思います。

委員長 真嶋実委員。

2番 病院の経営努力については、大変敬意を持って見させてもらっておりますけれども、単年については何とかなるのかなとは思いますが、長期のことを考えたとき、先ほどのお話のあったキャッシュフローなどについても、退職給付なども、結局最終的には出ていく、当然最後は出ていくキャッシュに影響する部分でもありますし、そういうことを考えたときには、単年のところでこれを言うのはなかなか難しいのかもしれませんが、計画については努力と同時に地道さを持った計画が必要ではないかなという質問をさせていただきます。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ありがとうございます。委員おっしゃるとおり、大変厳しい状況ではありますが、まず今年度予算の執行を目標に日々努力していきたいと思っております。ありがとうございます。

委員長 高橋宏委員。

8番 私からも同じような趣旨といいますか、なるかもしれませんが、昨年の予算のときにも病床稼働率70%で予算を立てているということで、病床40床のうち33床が包括ケア病床で、包括ケア病床の運用を上げることが経営改善に向けていくことだろうという答弁があったと思います。包括ケア病床の方々

を在宅とか施設に復帰させるということが求められて、専門職の配置も条件となっているというような話だったと思います。そんな中で、昨年度、皮膚科が開設されたようです。その効果がどのように今回予算に反映されているのかと、あとは訪問看護についても、町内では1か所だけということで、令和6年あたりは非常に訪問看護が増えているということで経営に好影響を与えていると思って聞いているのですけれども、今年度予算立てる上で、その辺のところはどのように考慮されて予算計上になったか伺います。

委員長 病院事務長。

病院事務長 ありがとうございます。お答えいたします。

初めに、皮膚科の開設効果についての予算の反映というところですけれども、令和7年9月から盛岡市の向中野あらかわ皮膚科の荒川院長先生に診察をお願いしております。病院のほうでは、過去に平成23年から平成27年度まで月に1回、皮膚科を開設していたところでしたが、それ以降は皮膚科、標榜はしていませんでした。しかし、皮膚疾患等で来院される患者も比較的多いということで、今回、年度途中ではありましたが、荒川先生のほうにお願いしたところになります。

予算への反映ですが、現在は月1回で午後のみ診察でありますので、なかなか急には予算には反映されないかと思っておりますけれども、現在令和8年1月までの患者数については、58名ほどの患者さんに来ていただいておりますので、徐々に患者数も増えてきているという傾向にあります。その部分も今回の予算には、若干反映させているところになります。

あと、訪問看護の効果についてですが、訪問看護、訪問診療についてもですが、介護保険の部分と医療保険の部分があって、

介護保険が優先になるというルールになっております。今年度、令和7年度についてですが、当院での訪問診療と看護の登録者数を見ると、前年と比較すると減少傾向にあるというのが現状になります。その要因として考えられるところですが、訪問を希望される患者さんについては、主に家族で介護者が、介護できる方がいるということが一つの大きな要因となるわけですが、介護される家族の方も高齢化してしまっていて、なかなか対応ができなくなっているということと、あと自宅で生活をしたいという方、多くいますけれども、独居の方もやっぱり多くて、町内で利用できる介護サービス等にも限度があるというところで施設利用を余儀なくされるという方も多いうところが減少の理由になっているかと思えます。また、昨今は介護施設等でも空きが出てきているというところで、入所する人が多くなってきているのも一つの減少の要因であると考えているところです。

しかしながら、委員おっしゃったように、当院は地域包括ケア病床33床を標榜しておりますので、算定要件は退院後は自宅あるいは施設に帰るとというのが条件となっております。リハビリをして健康な体になって、自宅あるいは施設で生活できるというのが目標でございますので、今後も引き続き訪問診療、訪問看護には患者さんに寄り添って力を入れていきたいというふうに考えておるところです。

委員長 高橋宏委員。

8番 時代の流れといいますか、一般質問でも介護を聞いたときに、以前はもう介護施設に入るのを待っている方が多い状況の中から、西和賀町でもだんだんそういう患者といいますか、介護を受けられる方の奪い合いというか、そういうふうな現象になりつつあるという現状が今の話の中にも出てきたと思えます。なかなか病院もうかるようにというところは、住民の健康と相反する面もあって難しいとは

思うのですけれども、そうなりますと今までの包括ケアでもある程度の実績は残しつつも、急激な伸びが期待できない。方向性としては、もう予防という部分になっていくのかなと思います。その部分がどう経営に反映するかというのは、また国の施策とかで難しいと思うのですけれども、もう全体的な流れとしては、やはり予防のことにもシフトしていくというような考えも持っていていらっしゃるのか、その辺についてお伺いします。

委員長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

さわうち病院は、国保の病院でもありますし、町立病院でもありますので、病院だから患者さんだけを診るところでなくて、国保病院の一つの使命としましては予防活動、病気にならないための活動というのも1つ入っておりますので、その部分については要望があればドクター、看護師等、集会等に行って健康講話等をしておりますし、あと小中学校、高校のほうに院長等が出向いて健康のお話を昨今しております。そのような活動を引き続き継続していきたいと思っておりますし、今後も何かそのような健康に関わるお話を聞きたい場合は、遠慮なく言っていただければ派遣をさせていただきたいと思っております。

委員長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

委員長 お諮りいたします。

これで議案第28号 令和8年度町立西和賀さわうち病院事業会計予算についての審査をひとまず終えたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

委員長 異議なしと認めます。

これでさわうち病院への審査をひとまず終了し、本日の日程を終了します。

明日3月11日は、午前9時半から審査を行います。総括質疑となります。複数の課や

会計にわたる予算に関する全体を通しての総括的な質疑となりますので、よろしくお願いたします。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。

午後 1時30分 散 会